

必ずお読みください。

1 消防計画作成にあたっての注意事項

- (1) 消防計画作成にあたって、その防火対象物にあった計画になるよう条文の追加、削除又は変更をしてください。

消防用設備等、危険物施設及び電気設備等についても、実際の設置状況に併せて追加、削除又は変更をしてください。

- (2) 作成にあたっての用語の説明は次のとおり

- ・ 火気使用**設備**とは、固定式の火を使用する設備（炉、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、固定式ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備及びヒートポンプ冷暖房機等）のことをいいます。
- ・ 火気使用**器具**とは、移動可能な火を使用する器具（移動式のストーブ、火鉢、ガスコンロ、電気アイロン、火消しつぼ等）のことをいいます。
- ・ 危険物施設等とは、危険物施設（指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う施設）又は、少量危険物（指定数量の1／5以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱うもの）のことをいいます。
- ・ 電気設備とは、変電設備、発電設備、蓄電池設備、舞台装置等の電気設備のことをいいます。

- (3) 別記様式1の防火管理業務の委託状況の選択について

別記様式1-1（常駐方式）、別記様式1-2（巡回方式）、別記様式1-3（遠隔移報方式）の様式は、該当する方式の用紙を使い、他の様式は削除して使ってください。

なお、警備会社等が夜間に警報設備等により警備をしている場合は、遠隔移報方式の様式を選択してください。